

## 緑永福祉寮入寮者募集中！

緑永福祉寮の入寮者を募集しています。

入寮を希望される方は、保健福祉課福祉係までご連絡ください。

募集戸数 **3室** 入居開始時期 **随時** 申込期限 **随時申し込み可能**

### 入居資格

- 津別町に住所を有し、介護認定を受けていない65歳以上の方
- 住宅環境が悪く、生活が困難な方
- 福祉寮の決められた規則を守れる方
- 身の回りのことを自分でできる健康な方

### 概要

- 所在地 津別町字緑町2番地17
- 使用料(住宅費、食費、燃料費等を含む)  
・夏季 36,000円(4月～10月) ・冬季 43,900円(11月～3月)  
※夫婦で居住する場合は上記使用料に食費相当額が加算されます。

### 申込先

- 津別町役場保健福祉課福祉係6番窓口(印鑑をご持参ください)  
※申込時に現在の身体状況等の聞き取りを行います。

### その他

- 入居決定時に健康診断書を提出していただきます(作成にかかる費用については本人負担となります)。
- 入居資格に満たないと判断した場合は、定員内でも入居をお断りする場合があります。

入居申込・問い合わせ先 保健福祉課福祉係6番窓口 ☎77-8381

## 津別町空家セミナーおよび空家無料相談会を開催します

「転出することになったが、今まで住んでいた家をどうしようか」、「高齢の親が施設に入ることになって、家が空家になってしまう」など、家のことで悩んだり困っていることはありませんか？ 下記の日程で空家に関するセミナーおよび無料相談会を開催します。ぜひ、ご参加ください。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となる場合があります。

日時 令和4年3月1日(火)午後1時30分～3時30分

場所 津別町役場1階 健診ホール

参加対象 どなたでも参加できます。



空家セミナー(1時間)「住宅を空家にしないために」 講師 北海道行政書士会会員

空家無料相談会(1時間、1人20分程度)

当日は空家などとも関連がある「相続」、「遺言」、「成年後見」なども含め、身近なお困りごと承ります。お気軽にご相談ください。

その他 空家無料相談を希望される方は、事前に申し込みが必要です。1月20日までに住宅係までお申し込みください。申込者には、後日申込書を郵送します。

申し込み・問い合わせ先 建設課住宅係20番窓口 ☎77-8390

### 募集期間

1月6日(木)～1月13日(木)  
(土日を除く)

### 受付場所

建設課住宅係  
庁舎2階20番窓口

### 入居資格

①現に同居し、又は同居しようとする親族等がある方(単身者向け住宅除く)

②入居者及び同居者の合算所得が、認定収入額の基準内であり、住宅に困窮している方(下記の世帯人数別の年間所得額一覧表を参照)

③入居者及び同居者、又は同居しようとする親族等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと

津別町HP 住宅情報



## 今回公募する公営住宅(入居時期1月下旬)

### 町営住宅

団地名	住 所	建設年度/規模	家 賃	駐 車 場	共益費	入居区分
豊永団地	豊永54番地1	H7/3LDK	20,800~31,000円	1台分 300円	500円	世帯用
まちなか団地	旭町56番地1	H28/1LDK	17,900~26,700円	1台分 300円	600円	単身用

### 提出書類

入居申込される方が津別町民の場合

- ①入居申込書(HPからダウンロード可)
- ②マイナンバー提供書(HPからダウンロード可)

入居申込される方が津別町民ではない場合

- ①入居申込書(HPからダウンロード可)
- ②入居予定者全員の住民票
- ③滞納のないことの証明書
- ④入居予定者の所得が確認できるもの

### 入居にあたっての留意事項

- ①犬・猫等ペットの飼育はできません。(一時預かりの場合も禁止です)
- ②入居が決定したときは、3ヶ月分の家賃に相当する金額を敷金として納付していただきます。
- ③独立の生計を営み、入居申込者と同程度以上の収入を有する連帯保証人1名が必要です。
- ④入居後の各種手続きについては、ご自身で行っていただきます。

(参考)世帯人数別の年間所得額一覧表

単位:千円

住宅区分	区 分	世帯区分				
		1人	2人	3人	4人	5人
町営住宅 (所得上限)	通常の入居者	1,896	2,276	2,656	3,036	3,416
	入居の特例	2,568	2,948	3,328	3,708	4,088
特定公共 賃貸住宅	所得下限(50歳未満)	1,896				
	所得下限(45歳以下)		1,856	2,236	2,616	2,996
	所得下限(45歳以上)		2,276	2,656	3,036	3,416
	所得上限	3,108	6,224	6,604	6,984	7,364

※上記所得金額を超える場合でも控除額等により入居可能な場合があります。  
※入居の特例は障がいのある方などが入居される場合に適用されます。

入居申込・問い合わせ先 建設課住宅係20番窓口 ☎77-8390